

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件

福岡国民年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

昭和55年6月に、店を経営するために、住民票をA市に残したままB市C区に転居した。転居する前にA市役所に行き、事情を説明した上で、今後、私への郵便物はC区に送付してもらうようお願いした。その後は、A市役所から送付される国民年金保険料、国民健康保険税及びその他の市税等の請求文書は、直接、転居先に送付されるようになった。それに基づいて、自宅近くの金融機関から納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立期間当時、申立人の仕事や住所などの生活状況に大きな変化は認められない上、オンライン記録では、申立期間の前後の期間は適切に現年度納付されていることが確認できることから、申立人は、申立期間についても国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を欠かさず納付していたのに、申立期間について保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月6日に払い出されていることが確認でき、申立人は、同年4月から60歳到達までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、当該期間の前後を通じて転居の事実も無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、将来の生活のために年金を受給したいと考え、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。保険料の納付記録を確認したところ、昭和37年4月から38年3月までの1年間の保険料が未納になっていた。保険料は、未納が無いよう漏れなく納めていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は過年度納付で納付済みである。

また、申立人の夫は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和37年12月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人が厚生年金保険に加入するまでの夫婦の国民年金保険料の納付行動は類似しており、36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から40年3月までの期間の保険料は申立人及びその夫共に過年度納付したことがうかがえるところ、申立人の夫は特殊台帳により、50年9月に申立期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できることから、申立人の申立期間の保険料も同様に特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A社から、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って記入し、被保険者資格喪失届を提出していた旨の連絡があり、確認したところ、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和49年4月1日とすべきであるところ、同年3月31日となっている。同社の退職日は同年3月31日であり、同年3月度の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び申立人に係る退職届並びに事業主の回答から判断すると、申立人が同事業所に昭和49年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、離職日の昭和49年3月31日が日曜日で営業日でなかったため、最終勤務日の同年3月30日を離職日とし、厚生年金保険の資格喪失日を誤って同年3月31日として届け出たと回答している上、A社が保管する健康保険厚生

年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも資格喪失日が同年3月31日と記録されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 2035（事案 1065 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、昭和26年4月2日にA社（現在は、B社）において船員保険被保険者資格を取得していることが認められることから、当該事業所における被保険者資格取得日に係る記録を同年4月2日に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③及び⑥の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事業所における資格取得日に係る記録を昭和28年4月20日に、D社における資格喪失日に係る記録を30年1月1日に訂正し、28年4月、29年11月及び同年12月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月2日から同年4月3日まで
② 昭和26年4月3日から28年4月20日まで
③ 昭和28年4月20日から同年5月1日まで
④ 昭和28年5月1日から29年5月15日まで
⑤ 昭和29年5月15日から同年11月20日まで
⑥ 昭和29年11月20日から30年1月1日まで
⑦ 昭和30年1月1日から33年5月31日まで

申立期間②、④及び⑤については、標準報酬月額が相違すること、申立期間③及び⑥については、船員保険に加入していたはずであるが、被保険者記録が無いことから、年金記録の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、平成21年7月1日付けの文書「年金記録に係る確認申立てについて（通知）」で、船員手帳だけではその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないなどの理由で年金記録の訂正は認められなかった。

半世紀前の給与明細書などを所持している人はほとんどいないはずであり、船員手帳が唯一当時の勤務実態等を証明するものであると思う。また、船員

保険の未加入記録となっている期間については、船舶のドック入りの際だと思いが、船員のうち通信士については、無線機、方向探知機及び魚群探知機等の点検修理に立ち会う業務があり、正規の社員であったので、1か月間無給となっているはずはない。

さらに、前回の申立てについての年金記録確認第三者委員会からの通知文書では、申立期間①について、自身が所持する船員手帳記載の雇入日と船員保険の加入日が異なっていることや申立期間⑦について、E社に勤務したとされる期間の標準報酬月額の相違について判断されておらず納得がいかない。

私が提出した船員手帳及び申立内容を再度検討し、すべての申立期間の厚生年金保険の被保険者記録について、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録、A社の船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間における船員保険被保険者記録は確認できないものの、申立人が所持する船員手帳において、昭和26年4月2日付けで船員としての資格を取得していることが確認できる上、B社管理本部に照会したところ、同社では、「船員保険被保険者の資格取得日と船員手帳の交付日は、同一日であるのが通例であり、標準報酬月額の算定においても、見込み額により届出を行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社における船員保険の被保険者資格を同年4月2日に取得したことが認められる。

- 2 申立期間③及び⑥については、i) 船員手帳に雇入年月日及び雇止年月日が記載されていることをもって直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができないこと、ii) 申立事業所が申立期間当時、船員は1回の航海ごとに契約しており、乗船していない期間については船員保険に加入させていなかった可能性が高い旨回答していること、iii) 申立人の船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにも申立人の被保険者記録が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、船員のうち通信士については通常の船員と異なり、月給制であったこと及びドック入り期間中における業務があったことなどを理由に再申立てを行っている。

このため、船員手帳記載内容等について再度精査したところ、i) 申立人が所持する船員手帳において、昭和28年4月24日及び同年4月28日にF市内

に所在する医院において健康診断を受診していることが新たに確認できること、ii) 申立人のD社における雇入日は同年10月14日に、雇止日は30年6月11日と記載されていることから、B社管理本部に照会したところ、「定期健康診断は年1回実施しており、船員保険被保険者であれば、費用については会社が負担していた。」と回答していること、iii) 申立事業所に勤務し、船員保険被保険者名簿で確認できる申立人と同職種の通信士の同僚に照会したところ、同僚は、「健康診断は年1回程度受診していた記憶があり、費用はすべて会社が負担していた。」「通信士は、陸に上がった時も会社から最低保証額(月給)は保証されていた。」と供述している上、当該同僚に係る船員保険被保険者記録は継続していることが確認できる。

また、国の所管局は、「雇入契約により、船舶での勤務が継続することが明らかな場合、一時休暇等で下船するケースでは、その帰港地又は寄港地において雇止公認印を押さないこともあったようであるが、このことは、制度上の規定ではないので確認することはできない。ただし、当該船員がその船舶に継続して勤務していたとすれば、船員法に基づいて、船員保険も継続しなければならないはずである。」と回答しており、B社管理本部は、「申立人の場合、一航海が長期間にわたっており、途中で帰港し下船したことも考えられるが、雇止日に当時の国の関係局の公認印が押されているのであれば、継続して勤務していたことは否定できない。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び⑥の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び⑥の標準報酬月額については、申立人のC事業所における社会保険事務局(当時)の昭和28年5月の記録、及びD社における29年10月の記録から、いずれも1万円とすることが妥当である(当該標準報酬月額は、厚生年金保険法の昭和44年附則第34条に基づき、いずれも1万2,000円と読み替えられる。)

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は「申立期間当時の関連資料を保存しておらず、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失及び取得に係る届出を社会保険事務局に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②、④及び⑤については、申立人が所持する船員手帳の給料欄に記載されている報酬月額と申立事業所に係る船員保険被保険者名簿及び船員

保険被保険者台帳（旧台帳）により確認できる標準報酬月額とは一致しないものの、i) 船員手帳記載の給料額は雇入時点での報酬月額であり、雇入期間のすべての期間の報酬月額を保証するものではないこと、ii) 当該事業所の事業主は、当時の標準報酬月額には歩合給を含まずに算定して届け出ていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、当該期間については、申立人は、報酬月額と決定された標準報酬月額とは相違しているが、昇給などで固定的賃金等に変動があった場合は標準報酬月額の改定が行われるはずであり、正しい標準報酬月額に訂正してほしいと再度申し立てている。

このため、B社管理本部に再度照会したところ、「当時、月額変更届は煩雑な事務処理となることから、随時改定は行っていなかった。」と回答しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間⑦については、申立人は、当該期間のうち、昭和30年1月1日から33年3月31日までの期間の報酬月額は基本給の1万2,000円に手当（5割）が加算されており、同年4月1日から退職した同年5月31日までの期間の報酬月額は基本給の1万3,500円に手当（6,750円）を加算されていたが、前回の申立てに対する当委員会の通知において当該期間の標準報酬月額の相違について判断していないので、当該期間の標準報酬月額の相違について判断するよう再度申し立てている。

このため、当該期間における標準報酬月額の相違について再度調査したところ、当該期間のうち昭和30年10月から33年4月までについては、船員保険被保険者名簿において申立人に「抑留」の表示が確認できる上、申立事業所では、抑留期間中においては、基本給以外の手当は無かったと回答していること、同事業所に係るオンライン記録、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の同年4月1日から同年5月31日までの申立人に係る標準報酬月額はいずれも2万円と記録されており、申立人が主張する当該期間における報酬月額に相当する標準報酬月額であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②、④、⑤及び⑦について申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②、④、⑤及び⑦について船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を平成8年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月21日から同年4月13日まで
平成6年4月1日からA社に勤務し、8年4月に同社C事業所から同社B事業所に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
平成8年2月分から同年5月分までの給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成8年2月分から同年5月分までの給与明細書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（平成8年3月21日にA社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B事業所への異動日については、申立人は「正式な異動日は給与締切日の翌日であるから、平成8年3月21日であったと思う。」と供述しており、オンライン記録から、複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日が同月21日付けとされていることが確認できることから判断すると、平成8年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所の平成8年3月分の給与明細書から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、A社は民事再生法の適用を受けており、「根拠となる資料が無く不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成12年2月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から14年4月1日までの期間、16年2月1日から17年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、12年2月は32万円、同年3月は38万円、同年4月から同年6月までは34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年11月は34万円、同年12月から13年2月までは32万円、同年3月は38万円、同年4月から14年2月までは32万円、同年3月は34万円、16年2月から同年4月までは32万円、同年5月から17年3月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月20日から17年4月1日まで
② 平成12年9月26日から同年11月1日まで
③ 平成14年4月15日から16年2月1日まで

A社並びに同社からの出向先であるB社及びC社において勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、預金通帳の給与振込額及び給与支払明細書に基づく支給額と相違している。

また、申立期間②については、出向先のB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間③については、出向先のC社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、出向元であるA社と出向先のC社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しており、標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している。

すべての申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が提出した平成12年1月から同年3月までの期間、同年12月から14年3月までの期間及び16年2月から17年3月までの期間に係る賃金台帳並びに申立人が提出した12年2月から17年4月までの期間に係る預金通帳に基づく給与振込額等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人の標準報酬月額について、申立期間①のうち、12年2月は32万円、同年3月は38万円、同年4月から同年6月までは34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年11月は34万円、同年12月から13年2月までは32万円、同年3月は38万円、同年4月から14年2月までは32万円、同年3月は34万円、16年2月から同年4月までは32万円、同年5月から17年3月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、給与計算事務の誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンラインで記録されている標準報酬月額が申立期間①のほとんどの期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成12年1月、同年9月から同年10月までの期間及び14年4月から16年1月までの期間について、前述の賃金台帳及び当該事業所が保管している申立人に係る14年から16年分までの「給与所得の源泉徴収票」では、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できないなど、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②に係るB社、及び申立期間③に係るC社では、それぞれ、「申

立期間②における賃金台帳が保管されていないため、申立内容を確認することができないが、申立人に係る『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』及び『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』によれば、申立人の標準報酬月額を 26 万円として社会保険事務所に届け出ている。」「申立期間③について、申立人に係る『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』、『健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書』、及び『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』によれば、申立人の標準報酬月額を 20 万円として社会保険事務所に届け出ており、平成 14 年 4 月から同年 12 月までの給与計算書においても当該届出どおりの保険料控除を行っている。」と回答している上、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、A社は、「両申立期間について、申立人に係る賃金台帳が保管されていないため、厚生年金保険料控除の有無を確認することはできないが、従業員が他の企業に出向し、弊社が給与の一部を負担する場合、当該給与からの厚生年金保険料控除は行っていない。」と回答しているところ、同事業所が保管する申立人に係る「平成 15 年分給与所得の源泉徴収票」によれば、摘要欄に外注費との記載があり、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は両申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 14 日から同年 10 月 1 日まで

A社本店から同社B支店に転勤した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の履歴原簿及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和20年9月14日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和20年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料等が保存されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年8月1日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額を申立人が主張する36万円と記録していたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成2年8月31日）の後の平成4年4月8日付けで、申立期間における標準報酬月額が元年10月1日にさかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿から、申立人は、当時申立事業所の取締役であったことが確認できるが、オンライン記録から、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立期間当時、申立人はA社B支店に勤務しており、経営権及び給与等に係る決定権は持っておらず、社会保険手続には関与していない。社会保険手続はA社本社の社会保険担当役員が行っていた。」と供述していることから判断すると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

福岡国民年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月から15年3月まで
会社を退職後の平成15年1月ごろに社会保険事務所(当時)に行き、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付書により保険料を納付した。その後は毎月、銀行において納付書により保険料を納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所から納付書をもって保険料を納付した。」と申し立てているところ、オンライン記録によれば、申立人には、平成15年4月ごろに、社会保険事務所から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した14年12月29日にさかのぼって国民年金加入勧奨状が送付され、さらに、16年8月24日に再度、同勧奨状が送付されていることが確認できるものの、申立人が国民年金被保険者資格取得届を提出した記録は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、社会保険事務所は国民年金保険料の納付書を発行することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月及び同年2月

平成2年9月に退職した際、A市B区役所に出向き国民年金への切替手続を行った。手続後の同年10月から同年12月までの国民年金保険料は納付した記録となっていることを考えると、申立期間についても同様に区役所で国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年11月19日に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録及び同区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格は同年10月1日に取得した記録となっていることを踏まえると、申立期間は国民年金に未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の国民年金被保険者名簿の「公年記録」欄に「基礎年金番号*58.4.2~2.10.1」と記載されているなど、申立人が、この期間において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月まで

私は、会社を退職してから 1 年以上経った昭和 54 年ごろ、A 町（現在は、B 市）役場からの督促により国民年金に加入したと思う。

その後、A 町役場から、このまま国民年金保険料を納付しないと将来年金がもらえなくなるので納付してくださいと何度も督促があり、2 回に分けて同町役場の係の人が言った保険料額を納付したことを憶えている。

納付時期は、昭和 54 年から 55 年にまたがっていたかもしれないが、2 回合わせて十数万円の保険料を納付したように思う。国民年金保険料の納付場所は、A 町役場であったと思う。

しかし、どう考えても 30 か月も保険料の未納期間があるはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 6 月に払い出されており、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、第 3 回特例納付の実施期間ではあるものの、申立人は社会保険事務所（当時）から特例納付等に関する連絡や通知が来たことは無かったとしており、特例納付を行ったことや別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 55 年の確定申告書控を提出しているところ、同申告書控の社会保険料控除欄には、申立人の同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料額及び申立人と同居していた申立人の母親の同年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料額を合算した金額が記載されていることから、申立人は 55 年中には申立期間に係る過年度納付を行っていないことが推認される。

さらに、申立人は、再三の催告は A 町役場からあり、申立期間の国民年金

保険料は同町役場窓口で納付し、社会保険事務所には行ったことがないと供述しているところ、同町役場が行う催告は納期限を過ぎた現年度保険料であり、過年度保険料の催告は社会保険事務所が行うこと、及び同町役場窓口では過年度保険料は納付することができないことから、申立人が納付したとする保険料は、納期限を過ぎて未納となっていた現年度の国民年金保険料と考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から同年 7 月まで

昭和 47 年 2 月に A 社を退職し、47 年 8 月に B 社に入社したが、その間、国民年金に加入して保険料を納付していた。

帰省先の実家に C 県 D 町役場（現在は、E 市）から国民年金に加入するように通知書が届き、私は、そのはがきを持って自転車で同町役場に行ったのを憶えている。残念ながらその時に受け取った領収書は、その後紛失した。また、国民年金手帳は、どこからも受け取っていない。

私の年金記録を E 市役所及び F 社会保険事務所（当時）で調査してもらったが、申立期間の納付記録は無いとの回答であった。

私は、当時 26 歳の独身で、母に強く勧められ、D 町役場の指示に従って、国民年金に加入し、国民年金保険料の月額数千円を毎月納付したにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和 43 年に就職した G 社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された形跡及び D 町等において国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、月額数千円を納付していたと供述しているものの、申立期間の実際の保険料月額^{かいり}は申立人が供述する保険料月額と大きく乖離している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年4月まで

会社退職後の平成10年ごろに、A市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により同市役所担当窓口又はB郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付したので、申立期間が納付済みでなく未加入とされていることに納得できない。

なお、保険料の納付時期、申立期間の保険料の納付回数は記憶していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年ごろに国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金保険料は13年3月分の保険料が同年7月11日に過年度納付され、同年4月及び5月分の保険料が同年5月16日に現年度納付されていることから判断して、申立人は同年5月ごろに国民年金に加入したと考えるのが自然である上、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、厚生年金保険等の被保険者資格を喪失し国民年金への切替えを行う必要のある者が、国民年金の加入手続を行わなかった場合、一定期間後に国民年金未加入者の一覧となる「勸奨関連対象者一覧（未適用者一覧表）」が自動的に作成されることから、この一覧が平成11年5月及び12年2月に二度作成されていることが確認できることから、この時点では申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、納付書が発行されることは考えにくい。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、「国民年金の記録」欄に、申立期間は強制加入の被保険者期間と記載されているものの、その筆跡は平成13

年3月21日付けで強制加入被保険者資格を取得したことが記載されている筆跡と同一であることがうかがえること、及び同手帳の氏名変更欄、住所欄等が空欄であることを踏まえると、当該被保険者資格取得の手続を行った時点で、申立期間に係る国民年金被保険者資格得喪日がさかのぼって整理され記録されたものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から55年3月まで

昭和51年11月から55年3月までの期間は、A社に勤務していたが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、51年ごろにB市C区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は3か月ごとにD銀行（現在は、E銀行）F支店、G銀行及び最寄りの郵便局等で納付していたので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ごろにB市C区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、B市にC区役所が設置されたのは57年5月であり、申立期間に同区役所で加入手続を行うことはできず、また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は55年4月に当時のH区で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、52年12月以前の期間については時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の1行目に、「昭和55年4月28日に任意加入の国民年金被保険者資格を取得し、56年10月1日に同資格を喪失した。」との記載があり、B市C区役所保管の国民年金被保険者名簿及び申立人に係るオンライン記録とも合致していることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料

の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年12月までの期間及び49年4月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から47年12月まで
② 昭和49年4月から50年6月まで

A市B区役所で国民年金に加入して国民年金保険料を納付するよういわれ、さかのぼって納付したのに、申立期間①の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

また、申立期間②については、首都圏のC区及びD区に在住していた時であり、勤務していた事務所が国民年金保険料を納付してくれていたのに、国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和47年6月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所で国民年金保険料をさかのぼって納付した旨を申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がA市からC区に転出した直後の同年8月ごろに、E社会保険事務所（当時）で払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、A市からC区に転出するまでの期間の国民年金保険料を納付した場合に必要な金額は、申立人が納付したと主張する金額と相違する。

さらに、申立期間②については、申立人は、勤務していた事務所が申立人の国民年金保険料を納付していた旨を申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に「D」及び「不在C」の記載が確認でき、こ

の記載について、E年金事務所は、「申立人はC区で国民年金に加入したが所在が把握できず、その後に転居したD区に申立人が在住していることが判明した意味の記述と考えられる。」と回答しているとともに、申立人の恩師の妻が、「申立人が首都圏に在住している時に、国民年金保険料をまとめて納付する必要があると言っていた。」と申立人が話していたと供述していることから、申立人がC区在住中に勤務していた事務所により納付していたとする、申立期間②の直前の昭和48年1月から49年3月までの期間の保険料は、申立人がD区に在住していた時に過年度納付したものと推認される。

加えて、申立期間②当時、申立人が勤務していた事務所は現在存在していないことから、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、申立人はA市に転入した後の昭和52年8月に、二つ目に払い出された国民年金手帳記号番号により、申立期間②直後のD区在住中であった50年7月から51年5月までの国民年金保険料を時効消滅直前の52年10月31日及び53年7月24日に、過年度納付していることを踏まえると、申立人の勤務していた事務所が申立人の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで

A社に昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 5 月 31 日まで勤務しており、その間、雇用保険の加入記録もある。しかし、同社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人は、「A社の従業員は、当初、自分一人であり、その後二人が入社して3人になった。」と供述しており、同事業所の関連会社で、事業主が同一であるB社の従業員は、「A社の従業員は男性3人であった。」と供述していることを踏まえると、申立事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所となるべき従業員数5人以上の要件を満たしていなかった事情がうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人、及び申立人が同僚として名前を挙げた二人の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社は、「当社に保管している申立期間及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、同変更届等の書類を確認したが、申立人の名前は見当たらないため、当社においては、A社における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続及び保険料の控除は行っていないと思われる。」と回答し、上記と別の従業員も、「A社は、厚生年金保険の強

制適用事業所ではないため、厚生年金保険の適用手続は行っていないのではないか。B社もA社の適用手続を行った記憶は無い。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月から A 社で勤務したが、同年 10 月の標準報酬月額が 3 万 9,000 円から 3 万 6,000 円に下げられている。
給与を減額された記憶は無いので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の同名簿に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な点は確認できない。

また、当該事業所は、当時の関連資料を保管していないことから、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできないが、申立人の職種から非固定的賃金である残業手当等が支給されていたと思われると回答している。

さらに、通常、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、事業所から届け出られた残業手当等を含めた給与月額の見込額により決定される一方、資格取得後の最初の年の 10 月 1 日の定時決定による標準報酬月額は、同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた給与の総額を 3 月で除した額により決定されるが、申立人の場合、実際に支払われた残業手当等が見込額より少なかったことから、資格取得後の最初の定時決定による標準報酬月額が資格取得時の標準報酬月額（残業手当等の見込額を含めて決定）より 1 等級下の等級になったと考えられる。

加えて、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

「年金記録のお知らせ」が届いて初めて厚生年金保険に 18 年近く加入していたことが判明した。

しかし、このお知らせには、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が記載されていない。同事業所に勤務していた当時の給与月額は税込みで 100 万円、手取りでは 80 万円前後であり、おそらく給与から厚生年金保険料も控除されていたのではないかと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立期間の一部を含む昭和 61 年 5 月から 62 年 8 月までの期間の給料台帳、申立人に係る 62 年分所得税源泉徴収簿及び事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、61 年 5 月から 62 年 7 月まで同事業所に正社員として勤務していたと認められる。

しかしながら、当該給料台帳及び申立人に係る所得税源泉徴収簿により、事業主が申立人を含む従業員全員の給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除していないことが確認できる上、オンライン記録によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 3 月 1 日と記録されており、申立期間当時の厚生年金保険の適用は確認できない。

また、オンライン記録により、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた二人は、いずれも当該事業所において平成元年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうちの一人は、申立期間当時は国民年金第 3 号被保険者であることが確認できるほか、給料台帳から申立期間当時に当該事業所に在籍していることが確認できる他の同僚二人は、

いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 10 月 1 日から 25 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。次の事業所にはそんなに間を空けることなく勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職する時も引き続き同社で勤務していたとして名前を挙げた同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する3人の同僚から聴取しても、いずれも申立人が退職した日については記憶しておらず、「勤務期間は、1年くらいだったと思う。」、「そんなに長くはいなかった。」、「短期間だった。」と供述し、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる供述は得られない。

また、上記被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和24年10月1日と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該記録は厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の記録と一致する。

さらに、上記被保険者名簿等の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の親族は、「厚生年金保険関係の資料等は、会社が倒産した際にすべて廃棄したので残っていない。」と回答していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができな

い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から同年 8 月までの期間のうちの
1、2 か月間

社会保険事務所（当時）に年金の加入記録を照会したところ、A社に専門職種の従業員として勤務していた平成 3 年 4 月から同年 8 月までの期間のうちの 1、2 か月間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社での具体的な職務内容、同じ専門職種の従業員の人数及びおおよその年齢を記憶しており、当該記憶が同僚の供述及び同社に係る厚生年金保険被保険者記録と符合することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、聴取できた同僚 7 人のうち 5 人（申立人と同じ専門職種である従業員二人を含む。）が、試用期間があったことを供述し、このうち、申立人と同じ専門職種の従業員であった一人と配送業務を担当していた一人は、2 か月から 3 か月程度の試用期間があったと供述している上、A社の現在の労務担当者も、「当時の資料が残されていないため、申立期間当時の状況は不明であるが、現在、3 か月間の試用期間があり、正社員扱いである専門職種の従業員も同様に試用期間を設けている。」と供述をしていることから判断すると、申立期間当時、事業主は、必ずしもすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、申立期間において、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、A社の同被保険者に係る健康保険の整理番号に欠番

が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の記録では、雇用保険被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間中は国民年金第3号被保険者に該当しており、その夫の勤務先の健康保険組合の記録においても、健康保険の被扶養者としての認定を受けていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月から 32 年 1 月 10 日まで
(A社)
② 昭和 33 年 3 月 21 日から 37 年 9 月まで
(A社)
③ 昭和 43 年 5 月 8 日から 45 年 2 月 13 日まで
(B社)
④ 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
(B社)

勤務していたA社及びB社における厚生年金保険の記録は、入社時期も退職時期も、かなり記憶と異なったものとなっている。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 32 年 1 月 10 日、同喪失日は 33 年 3 月 21 日と記録されており、両申立期間において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、同社は、「当社保管の社員カードにより、申立人の当社への入社日は昭和 32 年 1 月 10 日、退職日は 33 年 3 月 20 日である。」と回答しており、申立人について、事業所保管の資料に基づく記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合する。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人（故人である一人を除く。）については、上記被保険者名簿において被保険者記録が確認できない上、両申立期間の全部又は一部においてA社における厚生年金保険の被保険者記録

を有する複数の同僚からは、「A社の社会保険関係の手続はきちりしていた。自分の年金記録は、入社日、退職日とも問題ないと思う。申立人が主張する、昭和29年の臨時雇用入社（中途採用）は、景気低迷により30年までは無かったと思う。また、申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、「明確ではないが、自分の入社日、退職日は、厚生年金保険の被保険者記録と合致していると思う。年金は、入社、退職と同時に手続していると思う。」などの供述しか得られず、申立人の両申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社が保管する申立人に係る社員カードの職歴欄には、「C工場・S29.8～30.5」との記載が確認でき、このことについて申立人は、「C工場については記憶している。中学卒業後、アルバイトに行っていた工場である。勤務期間は、A社に入る前である。A社と勤務が重なっていることはない。」と供述しており、申立期間①のうちの上記期間においては、申立人がA社に勤務していたものとは認められない。

- 2 申立期間③及び④について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和45年2月13日、同喪失日は46年2月1日と記録されており、両申立期間において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同被保険者資格喪失に伴う健康保険被保険者証の返納の記録が確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間とおおむね符合する雇用保険被保険者記録は確認できるが、両申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社は、「申立人に関する資料は全く保管されておらず、申立人に係る勤務の状況、保険料控除とも不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚一人は故人であり、両申立期間の全部又は一部において同社における厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚からは、「自分の入社日、退職日についての確たる記憶が無く、入社日、退職日と厚生年金保険被保険者記録が合っているかについて正確には証言できないが、印象として、B社の社会保険関係の手続はきちりしていた。また、申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」との供述しか得られず、申立人の両申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 33 年 8 月まで

A 市内で面接を受け、B 社に採用されたので赴任し、社宅から、毎日、送迎バスで職場へ通勤していた。給料は袋に入っており、その中から食事代を支払っていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の B 社の総務担当者は、「申立人と同じ業務に従事していた者の給与は歩合制であったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述し、昭和 43 年当時の人事部門担当者も、「昭和 43 年当時は、正社員であれば厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間当時も同様であると考えられるが、申立人と同じ業務に従事していた者の給与は歩合制であった。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚 3 人も、「申立人と同じ業務に従事していた者の給与は歩合制だったのではないか。B 社に係る自分の厚生年金保険の記録に問題は無い。」、「申立人と同じ業務に従事していた者の給与は歩合制だったのではないか。私達とは違って、正社員ではなかったと考えられる。厚生年金保険も無かったのではないか。B 社に係る自分の厚生年金保険の記録に問題は無い。」と供述し、上記被保険者名簿において名前が確認でき、聴取できた同僚 7 人全員が申立人とは異なる業務内容であったと供述していることから判断すると、申立期間当時、事業主は、申立人と同じ業務に従事していた者については、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、上記被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理

番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間前の別の事業所に係る被保険者記録は確認できるが、B社に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、法人登記の記録によれば、B社は既に解散しており、オンライン記録上の最後の事業主及び法人登記の記録による清算人は、「申立期間当時の資料等は保存しておらず、当時の詳細は不明である。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 5 日まで
年金記録では、脱退手当金を支給したようになっているが、受給した^{おぼ}憶えは無い。脱退手当金を支給したようになっている時期は新婚旅行中であつたので受給できないはずである。
脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、支給月数等の記載内容に誤りは認められないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和38年3月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「退職金であったかは不明であるが、結婚前後に約7,000円を受け取った。」と供述しているところ、当該脱退手当金の支給時期及び支給額と概ね一致することを踏まえると、申立人が受け取ったのは脱退手当金であった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

平成元年6月30日にA社からB社（現在は、C社）に移籍し勤務していたが、社会保険事務所（当時）によれば、申立期間については、厚生年金保険の給付対象期間としては認められないとのことであった。私自身には何の落ち度も無く、同社の届出の不備であるので、申立期間を厚生年金保険の給付対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、当初、平成元年7月1日と記録されていたものが、7年10月12日付けで元年6月30日に訂正されているものの、申立期間は、当該訂正の時期から2年以上さかのぼった時期であり、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされているところ、申立人は、申立期間である当該訂正期間についても、厚生年金保険の給付対象期間とするように申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実がある場合とされているところ、C社では、「申立ての事実を確認できる資料が存在しておらず控除の有無は不明である。」と回答している上、申立人は、「申立期間の厚生年金保険料については給与から控除されていたか否かは憶^{おぼ}えていない。また、会社から別途厚生年金保険料を支払うようにとの請求があれば支払っていたのに、その請求もなかった。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げる同僚等に聴取しても、

厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は無いことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、平成元年6月29日にA社を離職（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）し、同年7月1日にB社の被保険者資格を取得していることか確認でき、^{そきゅう}遡及訂正前のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成 3 年 8 月 31 日まで
A 医院に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 区及び C 市に所在し、同一名称の事業所である A 医院のそれぞれの事業主の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が両事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 市に所在する A 医院の事業主（院長）は、「申立人は当医院に就職してすぐに、今は無関係であるものの、当時は分院であった B 区に所在する A 医院に異動した。当医院は創立から現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所ではなく、国民年金に加入することが従業員の採用の条件であった。また、創立当初、分院も本院と同様に厚生年金保険の適用事業所であったことはないはずである。」と回答し、B 区に所在する A 医院の事業主（院長）は、「申立人は C 市の A 医院から異動してきて、長く勤務してくれた。現在でも、当医院は厚生年金保険に加入しておらず、従業員は国民年金に加入している。創立当時の事務長は既に亡くなり、当時、厚生年金保険の適用事業所であったか否かは記憶に無い。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、両事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立期間における申立人に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 11 日から同年 10 月 16 日まで

A社（現在は、B社）において勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社の社員として、他の事業所の現場業務に従事していたと申し立てているところ、B社は、「申立期間は、当社が創業した昭和43年4月15日より前の期間であり、申立に係る業務は行っていない。」と回答している上、申立人の伯母は、「時期は特定できないが、昭和60年9月にC社を退職した後に、申立ての事業所に勤務していたのではないか。」と供述しており、ほかに、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所は、昭和43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当している上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、当該事業所に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、前述の被保険者名簿によれば、申立期間以降においても、申立人の被保険者記録は確認することができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から35年1月1日まで
昭和32年6月から34年12月ぐらいまでの期間であると思うが、A社B
礦業所で作業員として勤務していた。勤務の状況及び厚生年金保険料の控
除について確認できる資料等は所持していないが、申立期間を厚生年金保
険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求め
て行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から、申立人がA社B礦業所に勤務していたことは推認できるものの、期間の特定はできず、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することができない。

また、申立事業所は、適用事業所名簿により、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、申立期間のうち、同年10月1日から35年1月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当時の事業主は所在不明であり、また、前述の同僚及び申立人の妻が当時の状況を知っているという申立人の甥は申立人の勤務状況に係る記憶が無いなど申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 51 年 3 月 20 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 51 年 3 月 20 日となっている。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述からは、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できない。

また、適用事業所名簿等によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立内容を確認できないが、当時、試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させておらず、また、雇用保険の加入についても、試用期間を経過した後から加入させていたと記憶している。」と回答している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 10 人に聴取したところ、うち 5 人は、「申立人に係る記憶は無いが、当時の厚生年金保険の加入状況については、試用期間があり、その期間を経過した後に厚生年金保険に加入していた。厚生年金保険に加入する前に給与から保険料が控除されることは無かったと思う。」、残りの 5 人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 51 年 3 月 20 日となっており、

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 6 日から 55 年 2 月 1 日まで

A社（現在は、B社）のC支社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 55 年 2 月 1 日となっている。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事記録によれば、昭和 51 年 9 月 6 日にA社に入社していることが確認できる上、申立事業所が保管する 50 年ごろの社員名簿に申立人の氏名が確認できないことから判断すると、申立人は、申立期間のうち、51 年 9 月 6 日から申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社では、「当時の人事記録及び社員名簿により、申立人は昭和 51 年 9 月 6 日に入社し、厚生年金保険には 55 年 2 月 1 日に加入していることが確認できる。」と回答している上、A社C支社を管轄していた同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、申立期間当時、厚生年金保険の加入については選択制があったと記憶している。」、「申立人に係る記憶はあるが、厚生年金保険の適用については分からない。当時、厚生年金保険には加入しない歩合制の嘱託社員のような雇用形態があったが、昭和 55 年ごろから、取扱いが変わり、3 か月程度の試用期間を経過した後に、従業員全員が厚生年金保険に加入するようになったと記憶している。」と供述している上、申立人が同期入社であるとして名前を挙げた同僚は、当該被保険者名簿において名前が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入さ

せていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は昭和 56 年 3 月 1 日から 58 年 9 月 30 日までの期間となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社 C 支社を管轄していた同社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 55 年 2 月 1 日となっており、B 社が保管する人事記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2054 (事案 1567 の再申立て)

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで
② 昭和 54 年 3 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、A社(現在は、B社)に営業担当として勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、当該期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②について、A社に勤務していた厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは事実であるため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

当時の同僚の名前も記憶しているため、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できないこと、B社では申立人に関する関係資料を保存していないと回答していること、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立事業所が基本給のみについて標準報酬月額の届出を行うなど実際の報酬月額より低く届け出たことを承知していた旨供述しているほか、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の標準報酬月額を確認した

ところ、申立人とほぼ同様に推移していることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は同僚からの聴取が不十分であるとして、新たに同僚の名前を挙げて再度申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた同僚等 4 人に聴取したところ、うち二人は、「事業所は実際の給与に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額を届け出ていたと思う。」、一人は、「給与は歩合制であったことから、毎月の給与額に変動があったが、標準報酬月額は毎月変動していないことから、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額で届出が行われていたと思われる。」、残りの一人は、「当時の厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 54 年 3 月 1 日となっており、同年 3 月 6 日付けで受け付けられていることが確認できること、当該期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、B社では申立人に係る関係資料を保存していないと回答していること、申立事業所に勤務していた申立人の同僚 5 人はいずれも申立人の退職時期については、はっきりとした記憶は無いと供述していること、オンライン記録によれば、申立人は同年 3 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得し、同年 3 月分の国民年金保険料を納付していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は同僚からの聴取が不十分であるとして、新たに同僚の名前を挙げ再度申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた同僚等 4 人は、いずれも、「申立人の退職時期については、はっきりとした記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。